

洲本市ミューラルアート制作等業務
業務仕様書

委託期間 契約日～令和8年2月6日

令和7年9月

兵庫県洲本市

1 件 名

洲本市ミューラルアート制作等業務

2 業務内容

- (1) 洲本市が指定する場所にミューラルアートを制作すること。デザインについては、地元の児童・生徒・学生に対してワークショップを実施し、デザインのコンセプトを定めるプロセスを踏むこと。
- (2) 洲本市が指定する場所にアートボードを制作・設置すること。
- (3) 制作の様子などを盛り込んだ記録・広報用の映像撮影を行い、SNS を活用して広報を行うこと。
- (4) 公開制作については、SNS で事前広報を行い、進捗具合を適度に公開すること。
- (5) 制作するミューラルアートのステッカーを 500 枚以上作成すること。(洲本市の施設等で配布する。)
- (6) 履行期間内に、「4 共通事項」に記載する実績報告書を提出すること。
- (7) 制作に関してスポンサー募集を行うこと。

3 制作にあたっての注意事項

・ ミューラルアート

- (1) ミューラルアートは、壁面に直接描くものとする。
- (2) 屋外に常設することを考慮して屋外用塗料を使用することとする。

・ アートボード

- (1) アートボードは、2 m × 2 m 程度のパネルを設置し、直接描く若しくは作品を転写したフィルムを貼り付けるものとする。
- (2) アーティスト 1 人につき 1 点を基本とし、10～20 点を設置すること。また、合わせて QR コードを表示し、アーティストや作品の理解を深めるページを作成すること。
- (3) 洲本市に関係するアーティスト・作品の採用を検討すること。
- (4) 屋外に常設することを考慮し、年間を通じた天候に耐える仕様のものを設置すること。

・ 共通

- (1) 耐用年数は 5 年以上とする。
- (2) 設置場所が道路の通行者から必ず見える公共性の高い場所であることから、以下に該当してはならない。
 - ① 法令に違反するもの。違反するおそれのあるもの。
 - ② 公序良俗に反するもの。反するおそれがあるもの。
 - ③ 政治性、宗教性のあるもの。
 - ④ 特定の人種等、属性を侵害するもの。

- ⑤社会問題についての主義主張が含まれているもの。
 - ⑥個人や団体の広告となるもの。ただし、洲本市とアーティストのキャラクターは除く。
 - ⑦営利を目的とするもの。
 - ⑧第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの。
 - ⑨特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの。
 - ⑩個人、企業、団体などを中傷する恐れのあるもの。
 - ⑪その他、社会通念上、公共のスペースに設置することが不適當であると思われる内容。
- (3) 制作物の取り扱い
- 本業務における制作物の取り扱いについては、将来的に制作物が劣化するなどした際、撤去が想定されるため、受託者は掲載期間の満了日を設定せず、洲本市若しくは淡路交通株式会社が独自で撤去を行う旨の了承を著作者に事前に得ておくこと。
- (4) デザインやアーティストについては、受託者が決定した後、洲本市と十分協議の上、決定するものとする。

4 共通事項

・業務期間

契約日から令和8年2月6日までとする。

・提案事項

提案書において下記内容を提案すること。

- (1) ミュールアート及びアートボードに係るアーティストの人選（画風や代表作のほか、選定委員に実績が分かるように記載すること）
- (2) 制作方法、安全対策
- (3) スケジュール
- (4) 提案者やアーティストにおける企業や自治体とのコラボ実績
- (5) SNS によるリーチ見込み数
- (6) スポンサー募集予定方法とその見込み
- (7) 円滑な実施に必要な責任者およびスタッフ名簿（予定で可）
- (8) 制作に係る保険の内訳
- (9) 見積金額

・見積金額に含まれる業務

- (1) 事業実施に係る人件費、手続き、借上げ料、設備費、下地補修等、制作に関連して発生する費用
- (2) 事業に係る保険料
- (3) SNS 等広報に関する費用
- (4) 各種書類作成に係る費用

・ ミュールアート対象壁面（別紙 1 参照）

場 所：洲本市栄町 1 丁目 2－5

サイズ：横約 50m×縦約 2.4m

素 材：コンクリートブロック

その他：制作範囲は上記サイズ以内とする。ただし、壁の機能に支障を及ぼしてはならない。

土地所有者：淡路交通株式会社（兵庫県洲本市宇山 1 丁目 4 番 39 号）

・ アートボード設置場所（別紙 2 参照）

場 所：洲本市港 1 丁目 1

総延長：約 130m

その他：花壇上に設置すること。

土地所有者：洲本市

・ 実績報告書

本業務の受託者は、本業務の履行期限内に下記に関する書類等を納品すること。

(1) 写真・映像による事業の記録集

制作の事前準備から撤収までの様子を写真や映像にて記録し、データを USB、HDD、SSD のいずれかで納品すること。なお、映像データについては、洲本市が事業実施を目的として自由に使用できるよう、出演者等のパブリシティ権等について必要な調整を行うこと。

(2) 実績報告書

下記の資料等について、データ形式で納品すること。

ア 本業務を遂行するための打合せ資料および摘録、その他調整経過が分かる資料。

イ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）

ウ SNS の広報効果測定（何人にリーチしたのか記載すること）

エ その他洲本市が必要と認めるもの

(3) 業務完了届（洲本市が指定する様式による）

・ 提案書について

様式は自由とし、表紙を除き A4 サイズにて表裏 10 ページ以内で提案内容をまとめること。

・ 審査方法について

審査はプレゼンテーション審査とする。ただし、3 者以上の応募がある場合は、1 次審査として書類審査を行う場合がある。

5 受託者の責務

(1) 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の実施状況を把握すること。

- (2) 関係法令等を遵守し、その適応及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 業務の運営、実施における関係者との交渉・協議、その他事業にあたっての必要な資料・備品等の準備は原則として受託者が行うこと。
- (5) 当業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、洲本市と協議の上、その一部を委託することができる。

6 支払い方法

業務の履行確認後、受託者の適正な請求に基づき、業務終了後に支払うものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、制作手法や実施内容について適宜洲本市と協議を行い、協議結果を記録し、踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、洲本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、実績書類の編集等については洲本市と十分協議を行うこと。
- (3) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵（契約不適合）が発見された場合は、受託者は洲本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (4) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、洲本市と本業務に係る内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (5) 本業務において、疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、その都度洲本市と協議を行うものとする。

8 連絡先

洲本市役所 産業振興部 商工観光課

担 当：上處、元木

T E L：0799-24-7613

F A X：0799-23-0978

E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp

別紙Ⅰ

近隣地図



現場写真①



別紙 I

現場写真②



別紙 2

近隣地図



現場写真①



別紙 2

現場写真②

